

令和7（2025）年度 市民税・府民税の申告のご案内

平素は、門真市税務行政にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。さて、本年も申告書を提出していただく時期となりました。この説明書をご参照の上、**申告期限 令和7年3月17日（月）**までに申告していただきますようお願いいたします。
※令和7年1月1日現在18歳の人については、状況確認のため送付させていただいております。

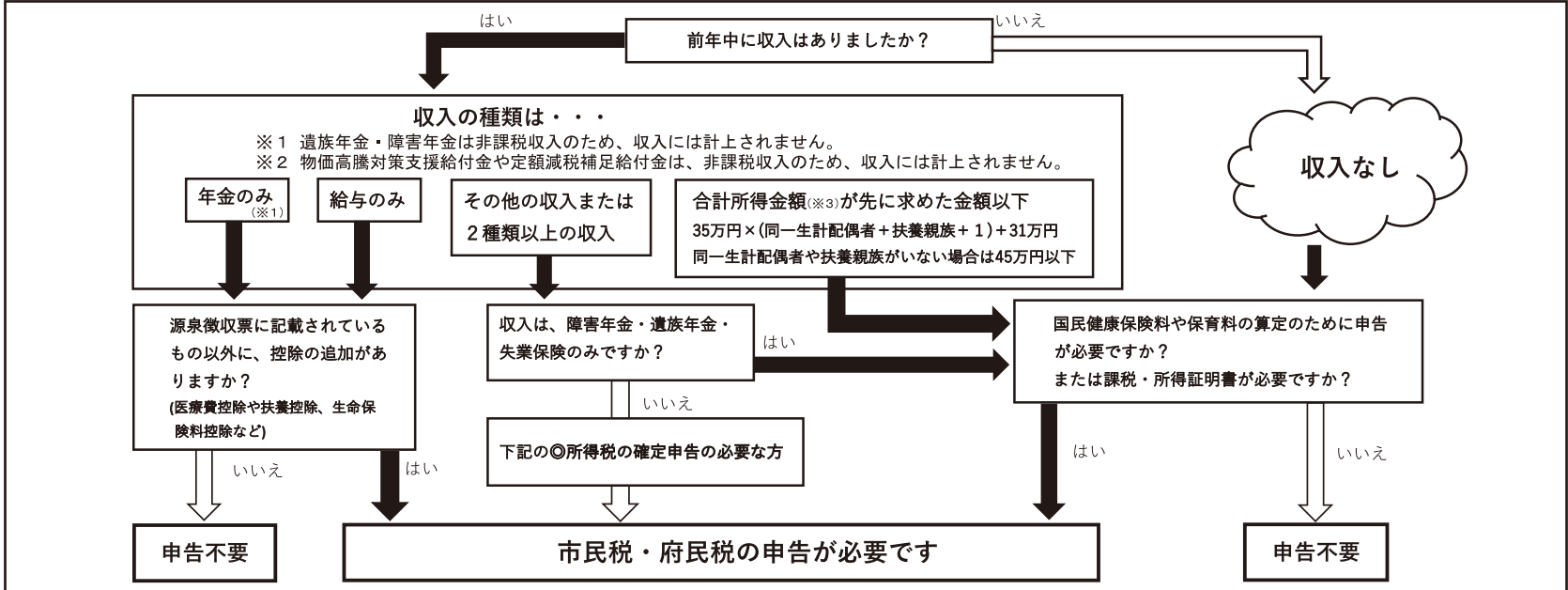
南部市民センターでの出張受付 日時:令和7年2月5日(水)・6日(木) 9時半～12時, 13時～16時	申告期間 令和7年2月17日（月）～3月17日（月） 申告期限が近づきますと窓口が 大変混雑 します。 申告はお早めにお越しください。
---	---

郵送による受付も行っておりますので、郵送により申告される場合は、申告書をご記入の上、申告内容が確認できる資料（「申告に必要なもの」参照）を同封してください。（電話番号は必ず記入してください。）

◎市民税・府民税の申告が必要な方（下図を参照して申告が必要な方は申告してください。）

申告が必要か確認しましょう

※税務署に確定申告書を提出される方は、市民税・府民税の申告は原則不要です。

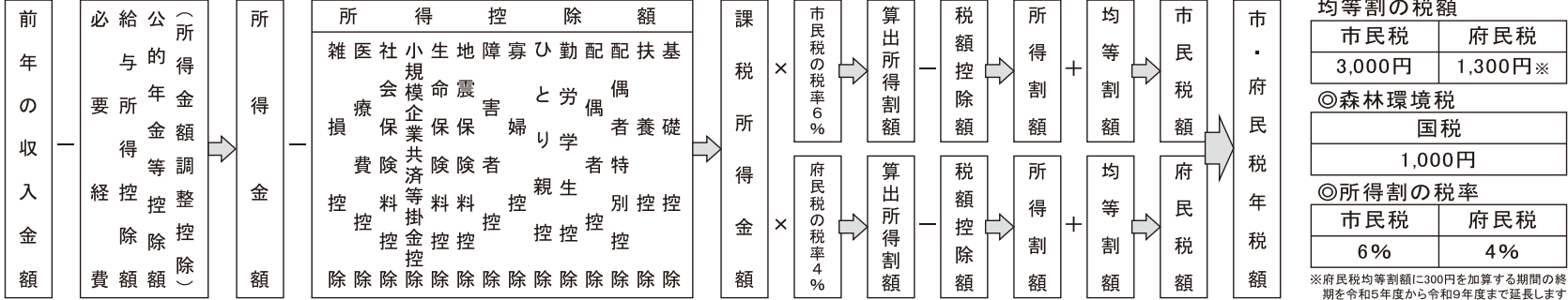


（※3）合計所得金額は、一般的には総所得金額等と同額です。但し、前年度以前の純損失又は雑損失がある場合には、損失を差し引く前の金額が合計所得金額となり、損失を差し引いた後が総所得金額等となります。

◎所得税の確定申告が必要な方

- 所得税の還付を受ける方
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得、退職所得を除く各種の所得金額との合計額が20万円を超える方 ※ 給与所得の収入金額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- 公的年金収入が400万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下でも、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上の方

◎市・府民税の計算方法 ※分離課税所得がある場合は、計算方法が異なります。



※ 課税所得金額の1,000円未満の端数、市民税額・府民税額の100円未満の端数は切り捨てます。

◎市・府民税が非課税の方

- (1) 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方（均等割・所得割非課税）
- (2) 障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で前年中の合計所得金額が135万円以下の方（均等割・所得割非課税※退職分離所得割を除く。）
- (3) 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方（均等割非課税）
35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）＋31万円 ※同一生計配偶者や扶養親族がいない場合は45万円。
- (4) 前年中の総所得金額が次の算式で求めた額以下の方（所得割非課税※退職分離所得割を除く。）
35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）＋42万円 ※同一生計配偶者や扶養親族がいない場合は45万円。
※障害年金、遺族年金、傷病手当、失業給付金は所得に含まれず、非課税所得となります。

◎給与と所得金額の計算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入金額 － 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A)
1,800,000円 ～ 3,599,999円	給与収入金額÷4 (千円未満切捨)
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(A) × 3.2 － 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入金額 × 0.9 － 1,100,000円
8,500,000円 ～	給与収入金額 － 1,950,000円

◎配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

控除額	市民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額の右の割合を乗じた額	3／5	2／5

※控除しきれない金額は不足額を還付又は充当します。

◎公的年金等に係る雑所得の計算表

受給者の 年齢	公的年金等 収入金額(B)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
		公的年金に係る雑所得金額		
65歳未満 (昭和35年 月2日以降 に生まれた 人)	～1,299,999円	(B)－600,000円 ※ マイナスの場合は0	(B)－500,000円 ※ マイナスの場合は0	(B)－400,000円 ※ マイナスの場合は0
	1,300,000円～4,099,999円	(B) × 75%－ 275,000円	(B) × 75%－ 175,000円	(B) × 75%－ 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) × 85%－ 685,000円	(B) × 85%－ 585,000円	(B) × 85%－ 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) × 95%－1,455,000円	(B) × 95%－1,355,000円	(B) × 95%－1,255,000円
	10,000,000円～	(B)－1,955,000円	(B)－1,855,000円	(B)－1,755,000円
65歳以上 (昭和35年 月1日以前 に生まれた 人)	～3,299,999円	(B)－1,100,000円 ※ マイナスの場合は0	(B)－1,000,000円 ※ マイナスの場合は0	(B)－900,000円 ※ マイナスの場合は0
	3,300,000円～4,099,999円	(B) × 75%－ 275,000円	(B) × 75%－ 175,000円	(B) × 75%－ 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) × 85%－ 685,000円	(B) × 85%－ 585,000円	(B) × 85%－ 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) × 95%－1,455,000円	(B) × 95%－1,355,000円	(B) × 95%－1,255,000円
	10,000,000円～	(B)－1,955,000円	(B)－1,855,000円	(B)－1,755,000円

※給与と所得金額および公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円を超える場合は、給与と所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

オモテ面

所得から差し引かれる金額（所得控除）

控除の種類	控除の要件	控除額
⑤⑥ 雑損 ※領収書の添付	令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする親族の所有する生活用資産が災害・盗難・横領によって損害を受けた場合	損害の金額－保険金等により補てんされる金額＝(A) ①(A)の金額－(総所得金額等の合計額×10%) ②(A)の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①と②のいずれか多いほうの金額
⑤⑤ 医療費 ※「医療費控除の明細書」の添付（領収書のみによる提示・添付は不可）	令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のためにあなたに医療費を支払った場合 ①令和6年中にあなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行った場合 ②令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、あなたが特定一般医薬品等購入費を支払った場合	支払った特定一般医薬品等購入費の額－保険金等により補てんされる額－12,000円 ※限度額88,000円 ※特定一般医薬品とは医師によって処方される医薬品からドラッグストア等で購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）のこと、※対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡略化を図った上で、令和9年度課税まで5年延長されました。令和4年1月1日以降の購入費から適用されます。
⑥⑥ 社会保険料 ※証明書の添付	令和6年中に社会保険料（国民健康保険・国民年金・介護保険など）を支払った場合	支払額全額 ※あなたやあなたと生計を一にする配偶者と親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払った金額
⑥⑦ 小規模企業共済等掛金 ※控除証明書添付	令和6年中に小規模企業共済掛金や確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	支払額全額
⑥⑨ 生命保険料 ※控除証明書添付	令和6年中に生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を支払った場合 ※あなたや配偶者、親族を受取る保険のうちあなたが保険料を支払った金額	生命保険料控除…⑦+④+⑤(限度額70,000円) ⑦一般生命保険料控除…⑧のみ(限度額28,000円) ⑧+⑤(限度額28,000円) ⑤のみ(限度額35,000円) } いずれか大きい金額 ④介護医療保険料控除…⑦一般生命保険料控除と同じ ⑧個人年金保険料控除…⑦一般生命保険料控除と同じ ⑨平成24年1月1日以後締結分(新契約) 年間支払額の合計額 控除額 ～ 12,000円 支払額全額 12,001円 ～ 32,000円 支払額×1/2+4,000円 32,001円 ～ 56,000円 支払額×1/4+14,000円 56,001円 ～ 28,000円(限度額) ⑩平成23年12月31日以前締結分(旧契約) 年間支払額の合計額 控除額 ～ 15,000円 支払額全額 15,001円 ～ 40,000円 支払額×1/2+7,500円 40,001円 ～ 70,000円 支払額×1/4+17,500円 70,001円 ～ 25,000円(限度額)
⑥⑩ 地震保険料 ※控除証明書添付	令和6年中に地震保険料や長期損害保険料を支払った場合 ※長期損害保険料は、保険期間が10年以上・満期返戻金があるもので、平成18年12月31日までの契約締結分に限る	① 地震保険のみの場合 年間支払額の合計額 控除額 ～ 50,000円 支払額×1/2 50,001円 ～ 25,000円(限度額) ② 長期損害保険のみの場合 年間支払額の合計額 控除額 ～ 5,000円 支払額全額 5,001円 ～ 15,000円 支払額×1/2+2,500円 15,001円 ～ 10,000円(限度額) ③ ①と②の両方ある場合 上記①と②で計算した金額の合計額(限度25,000円)

控除の種類	控除の要件(令和6年12月31日の現況で判断)	控除額 (一人につき)
⑥⑤ 寡婦控除	令和6年中の合計所得金額が500万円以下で、次の①、②のいずれかに該当する場合 ①夫と死別・離婚し婚姻していない(または生死が明らかでない)人で、子以外の扶養親族(令和6年中の合計所得金額が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない)を有する場合 ②夫と死別し婚姻していない(または生死が明らかでない)場合	※住民票に続柄が「夫(未婚)」 「妻(未婚)」と記載がある方は、対象外 26万円
⑥⑤ ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(令和6年中の総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族でない子)を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合	30万円
⑥⑥ 勤労学生控除 ※学生証等の提示	納税義務者自身が学生や生徒のうち、次に掲げる者 ①自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ、②令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、③合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円
⑥⑦ 障害者控除 ※障害者手帳 療育手帳等の提示	本人及びその同一生計配偶者または扶養親族が障害者の場合 (1) 特別障害者…精神または身体に重度の障害がある場合 例) 身体障害者手帳1級または2級の人 療育手帳Aの人 精神障害者保健福祉手帳1級の人 65歳以上で、市町村により特別障害者の認定を受けた人 など (2) 一般の障害者…(1)以外の障害者 (3) 同居特別障害者…同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、かつ本人または配偶者もしくは生計を一にする親族のいずれかと同居の場合	(1)30万円 (2)26万円 (3)53万円
⑥⑧ 配偶者控除	①合計所得金額が1,000万円以下かつ、合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合 ※国外扶養親族は親族関係書類および送金関係書類の添付又は提示 ②合計所得金額が1,000万円以下かつ、合計所得金額が48万円以下で70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた人)の配偶者がいる場合 本人の合計所得金額に応じて、控除額は減額します。	下表参照
⑥⑨ 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下かつ、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合 本人又は配偶者の合計所得金額に応じて、控除額は減額します。	下表参照
⑦⑦ 扶養控除 ※国外扶養親族は親族関係書類および送金関係書類の添付又は提示	生計を一にする親族（配偶者を除く）の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合（令和6年中に死亡した扶養親族を含む） ※事業専従者を除く (1) 一般扶養親族…16歳～18歳（平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの人）または23歳～69歳の場合（昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの人） (2) 特定扶養親族…19歳～22歳の場合（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人） (3) 老人扶養親族…70歳以上の場合（昭和30年1月1日以前に生まれた人） (4) 同居老親等扶養親族…70歳以上の同居の父母等の場合	(1)33万円 (2)45万円 (3)38万円 (4)45万円
⑦⑦ 基礎控除	合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が減額し、2,500万円を超えると基礎控除の適用はありません。	合計所得金額2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円 2,500万円超 適用なし

申告に必要なもの 郵便の場合は(2)～(4)の写しの添付

- (1) 申告書(同封の用紙)
- (2) 収入および経費のわかるもの…源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書等
- (3) 所得控除の明細書・証明書…医療費控除の明細書、国民年金保険料・生命保険料等の証明書、障害者手帳等(ただし、源泉徴収票に控除額が記入されている場合や所得がなかった場合は不要です。)
(注1) 明細書等の添付がないと控除が認められない場合があります。
(注2) 領収書、医療費通知書の提示・添付のみによる医療費控除の適用はできません。
- (4) マイナンバーの番号確認と身元確認ができる書類
① マイナンバーカード【番号確認と身元確認】
② 通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等【番号確認】及び運転免許証、健康保険証または資格確認書等【身元確認】
※ 上記(2)・(3)の書類は、令和6年1月分から12月分のものです。
※ 郵送で健康保険証または資格確認書の写しを同封する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号を塗りつぶしてください。

代理人が申告する場合の本人確認

- 本人(委任者)の番号確認書類(上記(4)参照)と下記の代理人確認書類が必要です。
 - 同居する配偶者および親族 代理人の身元確認書類
 - 法定代理人 代理人の身元確認書類および戸籍謄本等その他その資格を有する書類
 - 法定代理人以外 代理人の身元確認書類および下記いずれかの書類
 - ・ 税務代理権限証書
 - ・ 本人(委任者)の身元確認書類及び本人(委任者)印鑑登録証明書とそれに登録されている押印のある委任状

申告会場は大変混雑しますので、郵送での申告をお願いします。

申告書の書き方

手順 1 氏名等の記入

申告される方の住所、氏名、生年月日等の必要事項を記入してください。

令和6年中収入あり

令和6年中収入なし

手順5 ^

The diagram shows two vertical paths. The left path starts with a downward arrow and the text '令和6年中収入あり'. The right path starts with a downward arrow and the text '令和6年中収入なし', followed by a black box containing the white text '手順5' and a small upward arrow (^).

手順2 所得控除の記入

オモテ面「所得から差し引かれる金額（所得控除）」の控除の種類を参照しながら、記入してください。

国民年金保険料・生命保険料等を支払った方は、控除証明書を同封してください。

※控除額が記入されている源泉徴収票の添付があれば不要です。

手順3 所得控除（人的控除）の記入

●本人控除

障がい者である場合は、障害者手帳などの写しを同封してください。

学生の場合には、学生証の写しを同封してください。

●配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

「配偶者の合計所得金額」はオモテ面にある所得金額の計算表を参考にして記入してください。

●扶養控除

別居の扶養親族等がある場合には、申告書裏面「15」に氏名、個人番号、住所、生年月日を記入してください。

医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。

手順4－1 給与・事業・不動産の収入金額等の記入

●給与所得

- ・源泉徴収票がある場合は、その写しを添付してください。

・源泉徴収票がない場合は、給与明細書を基に申告書裏面の「6

「給与所得に関する事項」に記入し、給与明細書の写しを添付してください。

・どちらもない場合は、通帳などを参考に計算し、「6 給与所得

に関する事項」に記入してください。

●事業所得・不動産所得

・前年中の収入とそれを得るにあたってかかった必要経費を申告書裏面「**7 事業・不動産所得に関する事項**」に記載してください。

[illegible]

6 給与所得に関する事項 (給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)			
月	日	給 付	月 収
1		円	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等		円	
合 計		円	
勤務先名			
勤務先所在地			
電話番号			

7 事業・不動産所得に関する事項 (□ 記憶帳簿等の確認)									
所得の種類・種 業 屋号・所得の 生ずる場所					必 要 費	修繕費	h	円	
						消耗品費	i	円	
売上(収入)金額(A)					要 費	減価償却費	j	円	
						地主家賃	k	円	
売上原価	期首棚卸高①	a	円	裏面7	専従者控除(給与)	l	円		
	仕入金額②	b	円			m	円		
必要経費	小計(①+②)③	c	円		n	円			
	期末棚卸高④	d	円		o	円			
必要経費	差引原価(③-④)⑤	e	円		p	円			
	租税公課	a	円		q	円			
必要経費	水道光熱費	b	円		r	円			
	旅費交通費	c	円		s	円			
必要経費	通信費	d	円		雑費				
	広告宣伝費	e	円		必要経費(a~sの計)⑥				
必要経費	接待交際費	f	円		小計(⑤+⑥)(B)				
	損害保険料	g	円		青色申告特別控除(C)				
					所得金額				
					(A)-(B)+(C)	円			

手順4－2 年金の収入金額等の記入

・公的年金等の源泉徴収票を添付してください。
公的年金等の源泉徴収票を確認の上、申告書裏面「**9 雑所得に関する事項**」の上段に記入してください。
「公的年金等の支払者」の中から該当する種類に☒をし、支払金額と社会保険料を記入します。

・個人年金、業務に係る収入など公的年金以外のその他の雑所得があった方も申告書裏面「**9 雑所得に関する事項**」の下段に記入してください。

※遺族年金・障害年金などは所得に含まれません。

9 雑所得に関する事項

公的年金等の支払者	支払金額	社会保険料
☐ 年金機構 ☐ 共済年金 ☐ 企業年金 ☐ 年金基金 ☐ 他()	円	円
☐ 年金機構 ☐ 共済年金 ☐ 企業年金 ☐ 年金基金 ☐ 他()		
☐ 年金機構 ☐ 共済年金 ☐ 企業年金 ☐ 年金基金 ☐ 他()		

公的年金等以外の所得の生ずる場所

収入金額	必要経費	差引金額
円	円	円

令和 年 分 公 的 年 金 等 の 源 泉 徴 収 票												
支払を受ける者 (フリガナ)		住所又は場所		個人番号								
		氏 名	生年 月 日	明 治	大 正	昭 和	平 成	令 和	年	月	日	
区分		支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額						
所得税法第203条の3第1号適用分		千 円				千 円						
所得税法第203条の3第2号適用分												
所得税法第203条の3第3号適用分												
所得税法第203条の3第4号適用分												
本 人						障害者の数				社会保険料の額		
特 別 障害者	その他の 障害者	特別 寡婦	寡婦 寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	養の扶 養親の 数	特別	その他	非該当 であら ぬ親の 数
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
											千 円	

手順5 生活状況等の記入（収入のなかった方）

裏面「**11 所得のなかった方へ**」のいずれか当てはまる所に☑又は記入してください。

11 所得のなかった方へ	
下記の者に扶養(援助)されていた	
住所 ○○市△町□番×号	☐ 同居
氏名 門真 太郎	続柄 父
非課税所得などがあった	
☒ 遺族年金 ☐ 障害年金 ☐ 雇用保険 ☐ 生活保護 ☐ その他()	
学 生 で あ っ た	
学校名	門真大学 法学部
	卒業予定 令和 7 年 3 月
そ の 他	
☒ 預貯金	裏面 11
☐ ()	

問い合わせ先・申告書送付先

571-8585

門真市中町1番1号

門真市役所 課税課 市民税グループ

電話番号 06(6902)1231(大代表)
072(885)1231(代表)
内線2253～2256
06(6902)5898(直通)